

島根県報

令和6年12月27日(金)

第 5 7 9 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	目 次						
【規 則】							
刑法等の一部を改正する法律の施	行に伴う関係規則の整理に関する規則	(約		務		課)	2
島根県事務決裁規則の一部を改正	する規則	()		事		課)	3
建築士法施行細則の一部を改正す	る規則	(製 築	住	宅	課)	4
【告 示】							
島根県消防表彰規程の一部改正		(注	肖防	総	務	課)	4
知事管理漁獲可能量の変更		(力	(産		課)	5
島根県資源管理方針の変更		(")	5
知事管理漁獲可能量の設定 (3件)	(")	27
労働委員会委員の推薦方法の一部	改正	(雇	1 用	政	策	課)	29
島根県政府調達苦情検討委員会設	置要綱の一部改正	(≨	Š	計		課)	29
【公告】							
公共測量の終了		(技	支 術	管	理	課)	29
島根県公営企業会計システム開発	及び運用保守業務に係る提案競技の実施	(企	<u> </u>	業		局)	30
【病院局告示】							
島根県立病院使用料及び手数料条	・例第2条第3項の規定による使用料及び	ド手数					34
料の額の一部改正							
【教委規則】							
教育職員免許法及び教育職員免許	法施行法施行細則の一部を改正する規則	(学	2 校	企	画	課)	34
島根県教育職員免許状再授与審査	会規則	(")	35
【教委訓令】							
県立高等学校等の教職員の服務規	程の一部改正	(学	2 校	企	画	課)	35
【人委細則】							
職員の任用に関する細則の一部を	改正する細則						36
【公安規則】							
島根県公安委員会等に係る行政手	:続等における情報通信の技術の利用に関	引する (警	学	Ż.	本	部)	36
規則の一部を改正する規則							

公布された条例等のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則第53号)

1 規則の概要

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の規定の整理

- (1) 職員の退職手当に関する条例施行規則
- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- (3) 島根県自然環境保全条例施行規則
- (4) 生活保護法施行細則
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
- (6) 島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
- 2 施行期日

令和7年6月1日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第54号)

- 1 規則の概要
 - (1) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。(別表第5関係)
 - ア 農業振興地域の整備に関する法律の規定により、関係市町村に対して県の面積目標への影響を緩和するための 措置等を記載した書面の提出を求めること。
 - イ 農地法の規定により、原状回復等の措置を講ずることの命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番 その他必要な事項を公表すること。
 - (2) 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理(別表第5関係)
 - (3) その他規定の整備
- 2 施行期日

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を 改正する法律附則第1条の政令で定める日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則 (規則第55号)

- 1 規則の概要
 - (1) 建築士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整備(第6条関係)
 - (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理(第1号様式関係)
- 2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和7年6月1日から施行することとした。

規	則
况	炽.

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年島根県規則第43号)の一部を 次のように改正する。

第6条の3第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(島根県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第3条 島根県自然環境保全条例施行規則(昭和52年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第10号裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(生活保護法施行細則及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

- 第4条 次に掲げる規則の様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
 - (1) 生活保護法施行細則(平成12年島根県規則第75号)様式第7号及び様式第11号
 - (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)様式第29号 (島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
- 第5条 島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年島根県規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第23号中「懲役・禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年島根県規則第34号)の一部を 次のように改正する。

様式第6号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第12号その1から様式第14号その3までの様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 第6条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項第2号部長専決事項の欄の(5)中「協議」を「協議し、及び同意」に改める。

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「協議」を「協議し、及び同意」に改め、同欄の(5)中「第15条の4」を「第16条」に改め、同欄中(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第13条第5項の規定により、関係市町村に対して県の面積目標への影響を緩和するための措置等を記載した書面の提出を求めること。

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第51条第3項の規定により、原状回復等の措置を講ずることの命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

附 則

この規則は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第62号)附則第1条の政令で定める日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第55号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「及び生年月日」を削る。

第1号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち 取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

島根県告示第731号

島根県消防表彰規程(昭和60年島根県告示第647号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

島根県告示第732号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年6月28日 公表

令和6年12月19日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度(令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量 17,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	17, 200トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第733号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県資源管理方針

令和2年12月25日 公表 令和3年3月22日 変更

令和3年6月30日 変更

令和3年12月28日 変更

令和4年3月31日 変更

令和5年9月8日 変更

令和5年12月26日 変更

令和6年3月26日 変更

令和6年6月28日 変更

令和6年12月27日 変更

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このよ

うに水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに 少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間
- 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)に即して、当該特定水産資源ご との資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁 獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源 評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項

の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる 当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導する ものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

- 1 漁獲量等の情報の収集
 - (1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であ り、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管 理を行うためにも重要である。
 - (2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項) 及び漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
 - (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。
- 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものと する。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導する ものとする。

第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、 おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の 水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい日本海西・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 あかがれい日本海系群」から「別紙2-4 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」までに、法第11条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかあまだい日本海西・九州北西」から「別紙3-24 むしがれい日本海南西部系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 島根県まあじ中型まき網漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)は算入しない。)

- 2 島根県まあじその他の漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業(島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 - 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあっては、本県に配分された漁獲可能量(留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量)を直近の5か年(管理年度)の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて 決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状 況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分 するものとする。

- 2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。
- 3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超 えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水產資源

まいわし対馬暖流系群

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 島根県まいわし中型まき網漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により 当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、 この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 2 島根県まいわしその他の漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業(島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 - 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあっては、本県に配分された漁獲可能量(留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量)を直近の5か年(管理年度)の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて 決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

- 2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。
- 3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超 えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 島根県くろまぐろ(小型魚)定置漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(令和2年島根県規則第93号)第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の漁獲実績を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 2 島根県くろまぐろ(小型魚)沿岸くろまぐろ漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 3 島根県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業(島根県くろまぐろ(小型魚)) 定置漁業及び島根県くろまぐろ(小型魚)) 沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除

<.)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 - 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあっては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを平成22年から平成24年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。ただし、資源評価に用いるデータの収集への配慮のため上乗せして配分された数量については、当該データ収集に関わる漁業を対象とする知事管理区分に配分するものとする。
 - 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁 業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
 - 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
 - 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、 あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の 配分量を変更するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項
 - 1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 小型個体の保護について

第2の1の(1)の②及び第2の2の(1)の②で規定する漁業(養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く。)においては、小型個体の保護のため、当該漁業の属する知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合には、漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体の放流に努めるものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 島根県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした目から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 2 島根県くろまぐろ(大型魚)沿岸くろまぐろ漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁 業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 3 島根県くろまぐろ(大型魚)その他の漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業(島根県くろまぐろ) 大型魚) 定置漁業及び島根県くろまぐろ(大型魚) 沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした目から3日以内(県の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあっては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね5パーセントを留保枠とし、残りを平成26年から平成28年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁 業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、 あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の 配分量を変更するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。
- 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超 えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

- 1 当該知事管理区分を構成する事項
 - (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業(大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき 網漁業

③ 漁獲可能期間

周年(7月1日から翌年6月30日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした目から3日以内(県の休日は算入しない。)

- 2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業(島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(7月1日から翌年6月30日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、

この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあっては、本県に配分された漁獲可能量(留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量)を直近の5か年(管理年度)の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて 決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状 況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分 するものとする。

- 2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。
- 3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超 えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-7)

第1 特定水產資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県かたくちいわし漁業

- 1 当該知事管理区分を構成する事項
 - (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす (かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下同じ。) を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水產資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県うるめいわし漁業

- 1 当該知事管理区分を構成する事項
 - (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ずわいがに漁業

- 1 当該知事管理区分を構成する事項
 - (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ずわいがにを採捕する漁業 (大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年(7月1日から翌年6月30日まで)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からのその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県ずわいがに漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、42隻とする。

(別紙1-10)

第1 特定水產資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県まだい漁業

- 1 当該知事管理区分を構成する事項
 - (1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業 (大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県まだい漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第1982号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。 (別紙 2 - 1)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

そうはち日本海南西部系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-1)

第1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源 管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-2)

第1 水産資源

あわび類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約19トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

あんこう島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約512トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

いさき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約290トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-5)

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、資源管理基本方針に資源管理の目標が 定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

えっちゅうばい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約340トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

きじはた日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約25トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-8)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源 管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

さざえ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約352トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-11)

第1 水産資源

すずき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約154トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12)

第1 水産資源

ちかめきんとき日本海中西部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約28トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13)

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約104トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-14)

第1 水産資源

なまこ類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約80トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-15)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-16)

第1 水産資源

ひらまさ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約475トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-17)

第1 水産資源

ひれぐろ日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約173トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-18)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-19)

第1 水産資源

ほそとびうお島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約340トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-20)

第1 水産資源

まあなご島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約270トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-21)

第1 水産資源

めばる類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約94トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-22)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約185トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙3-23)

第1 水産資源

まとうだい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5年間(2018年から2022年まで)の平均的漁獲量(約123トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-24)

第1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

島根県告示第734号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まあじに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年12月27日 公表

まあじに関する令和7管理年度(令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

13,600トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	12,600トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

島根県告示第735号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年12月27日 公表

まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量 115,900トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	114, 100トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第736号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、かたくちいわし対馬暖流 系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可 能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する 令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年12月27日 公表

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 第1 かたくちいわし対馬暖流系群
 - 島根県に配分された漁獲可能量
 50,000トンの内数
 - 2 知事管理漁獲可能量 知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量		
島根県かたくちいわし漁業		50,000トンの内数		

- 第2 うるめいわし対馬暖流系群
 - 1 島根県に配分された漁獲可能量

46,000トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量		
島根県うるめいわし漁業	46,000トンの内数		

- 第3 まだい日本海西部・東シナ海系群
 - 1 島根県に配分された漁獲可能量

5,900トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量		
島根県まだい漁業	5,900トンの内数		

島根県告示第737号

労働委員会委員の推薦方法(昭和35年島根県告示第562号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第2号の項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

島根県告示第738号

島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年島根県告示第367号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年12月10日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和6年10月4日から同年12月10日まで

3 作業地域

浜田市高佐町地内

島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称

島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務

(2) 仕様

「島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務提案競技要求仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 期間

ア 開発業務

(ア) 会計システム

契約の日から令和8年3月31日まで

(イ) 予算要求システム

契約の日から令和8年7月31日まで

イ 運用保守業務

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 提案価格の上限

133,271千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日に おいてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続

開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- (8) 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、公営企業会計システムの開発業務を過去に受注した実績を有する者であること。
- 3 提案競技説明に関する事項
 - (1) 提案競技実施要領等の配布

ア 配布する資料

- (7) 提案競技実施要領
- (イ) 仕様書(別添資料含む。)
- (ウ) 本提案競技に係る様式
- (五) 契約書 (案)
- イ 配布期間

令和6年12月27日(金)から令和7年1月10日(金)まで

ウ 配布場所

島根県企業局ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kigyo/)

工 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書(以下「誓約書」という。)を提出した者に対し、アに掲げる資料を電子メールにより交付する。

なお、誓約書の様式は、島根県企業局ホームページ(ウに同じ。)からダウンロードすること。

(2) 提案競技説明会

ア 日時

令和7年1月16日(木)午後1時30分

イ 場所

島根県松江市内中原町52 島根県職員会館2階 教養室3

ウ 参加申込方法

電子メールによる。電子メールは、標題を「島根県公営企業会計システム提案競技説明会参加申込(事業者名)」とし、本文に事業者名、参加人数、担当者氏名、連絡先電話番号及びメールアドレスを記載した上で、令和7年1月10日(金)正午までに申し込むこと。

工 申込先

島根県企業局総務課経理係

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

- 4 提案競技に係る質問書
 - (1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。送信後に必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

- (3) 提出期限は、令和7年1月24日(金)午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年1月31日(金)までに提案競技実施要領受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。
- 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
- 工 財務諸表 (決算報告書) 1部
- オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部
- キ 担当者届 1部
- ク 受注実績届 1部(契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。)
- (2) 提出書類の形式

3の(1)で配布する様式による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和7年2月3日(月)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、令和7年2月6日(木)までに発送する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

- (1) 提案書等の種類及び部数
 - ア 提案書等提出書 1部
 - イ 提案書 16部
 - ウ 見積書 1部
- (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和7年2月14日(金)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

(3) 提出先

11に同じ。

- 7 提案の選定方法
 - (1) 選定の体制
 - ア 島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
 - イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格があると認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を明らかに満たさない提案については失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の必須要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和7年2月下旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

令和7年3月上旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技実施要領に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、契約予定者と随意契約を行う。なお、契約予定者が 契約を辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県企業局財務規定(昭和40年島根県公営企業管理規程第2号)第90条により準用する島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

- 10 その他の留意事項
 - (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担と する。
- 11 提案競技に関する問い合わせ先(書類提出先)

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課経理係

電話 0852-22-5674

ファックス 0852-22-5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

- 12 Summary
 - (1) Nature of services to be required: Development and Operational Maintenance of the Shimane Prefecture Public Enterprise Accounting System, 1 set
 - (2) Deadline for Submission of Proposals: 14 February 2025 (Friday) by 5 pm
 - (3) Contact and Submission Address: Accounting Section, General Affairs Division, Bureau of Public Enterprise, Shimane Prefectural Office, 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL: 0852-22-5674

<u>島根県病院局告示</u>

島根県病院局告示第9号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(平成19年島根県病院局告示第1号)の一部を次のように改正し、令和7年2月1日から施行する。

令和6年12月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

脳ドックの項中「45,100円」を「47,300円」に改める。

教育委員会規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第10号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則(昭和26年島根県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

島根県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第11号

島根県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、島根県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

- 第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、島根県教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

- 第4条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 2 審査会の会議は、公開しない。
- 3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加 わることができない。

(参考人)

- 第5条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶称)
- 第6条 審査会の庶務は、教育庁学校企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、島根県教育委員会教育 長が招集するものとする。

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第3号

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程(昭和42年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 令和6年12月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第38条第3号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の県立高等学校等の教職員の服務規程第38条第3号の規定は、この訓令の施行の日以後にした 行為に係る事故の報告について適用し、同日前にした行為に係る事故の報告については、なお従前の例による。

人事委員会細則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会細則第2号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則(昭和28年島根県人事委員会細則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条」を「第26条」に改める。

様式第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この細則は、令和7年6月1日から施行する。

公安委員会規則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成29年島根県公安委員会規則第 12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

第4条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 別表第2の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる申請等を行う場合であって、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この項において「申請

部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この号において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置を講ずるとき。

(2) 別表第3の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる申請等を行う場合であって、 あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置を講ずるとき。

第6条ただし書中「別表第2」の次に「及び別表第3」を加える。

第8条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第2中「、第6条関係」を「、第4条、第6条関係」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条、第4条、第6条関係)

法	規定	申 請 等
遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6	第26条	施設占有者による提出書の提出
号)	第28条第2項及び	指定を受けようとする施設占有
	第3項	者による申請書及び添付書類
		(第28条第3項第1号イ及び第
		2号イに掲げるものを除く。)
		の提出
	第31条第1項	保管物件届出書の提出
	第32条	物件売却届出書の提出
	第33条第1項	物件処分届出書の提出
	第41条	電磁的記録媒体提出票の提出

附則

この規則は、令和7年1月20日から施行する。